

IP放送において

- ネットワークのサービス可用性 (技術基準で規定された値を算出できる確率の設定等) について、技術基準に規定する必要があるか。

有線一般放送設備について技術基準への適合を確認するため、総務大臣は、登録一般放送事業者に対して、登録に係る設備の状況その他の必要な事項について報告、又は、職員による立入検査を実施させることができる。

特に登録に係る設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、遅滞なく総務大臣に報告しなければならない。また、毎年6月末までに、設備の状況について報告書を提出しなければならない。
- 規定する必要があるとした場合、その算出方法等についてどのように考えるか。

重大事故報告

重大事故の報告規定に基づき、遅滞なく総務大臣に報告
 (放送法第137条、放送法施行規則第156条、第157条)

<p>報告の対象</p>	<p>設備に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であって、次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響利用者の数が3万以上のもの ・停止時間が2時間以上のもの
<p>報告の方法</p>	<p>(速報) 事故発生後速やかに、発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様、その他参考となる事項について適切な方法にて報告 (詳報) 30日以内に様式に基づき、上記に加え、復旧日時、事故の原因となった有線一般放送設備の概要、発生状況、再発防止策、利用者対応状況について報告</p>

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告

設備に関する報告及び検査規定に基づき、毎年、登録に係る電気通信設備の状況等を総務大臣に報告
 (放送法第139条、放送法施行規則第159条)

<p>設備の概況</p>	<p>引込端子の数、受信契約者数、主な業務区域</p>
<p>設備の保守状況</p>	<p>設備の保守体制及び方法</p>
<p>事故発生状況</p>	<p>設備に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であって、次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響利用者の数が500以上又は利用者の過半数のもの ・停止時間が2時間以上のもの

通信品質の報告

・電気通信事業報告規則第七条の五

音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

・様式第第二十七の三

注1～3 (略)

注4 各品質については、別に告示で定める条件(測定日時、測定頻度等)に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

注5 (略)

・告示

電気通信事業報告規則第七条の五及び様式第二十七の三の規定に基づき、通信品質の測定条件を次のように定める。

- 一 測定を行う日は、一日のうち、一年間を平均して呼量が最大となる連続した一時間について一年間における呼量及び呼数又は予測呼量及び予測呼数の多いものから順に三十日とする。(以下略)
- 二 測定を行う頻度は、前項の規定により測定を行うこととした日において、一時間ごととする。
- 三 (略)
- 四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の十一に規定する総合品質及び同令第三十五条の十二に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ二一・一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。
- 五 (略)
- 六 測定箇所その他の測定条件を選定するに当たっては、できる限り、品質の劣化が生じると見込まれる条件となるようにする。
- 七 測定に当たっての制約のため、やむを得ず、音声伝送役務の品質について、実際のものと異なる測定値を得た場合は、実際のものに近い値となるよう、必要に応じて測定値に補正を行わなければならない。(以下略)

1 TTC標準JJ-201.01で定めるIP電話の通話品質評価方法を実際の運用に資するガイドラインとして、具体的な品質計測手法や計測条件を統一的にとりまとめたもの。

項目	測定条件案
測定区間	ネットワーク品質に関して ・限界系の区間はサービスエリア内での距離的な最遠系とする(アクセス区間の距離は加味しない)。 ・UNI-UNI区間を対象とするが、他事業者との間にNNI接続(IPレイヤでの相互接続)がある場合は、UNI-NNI区間も対象とする。ただし、NNIによる測定が困難な場合は、直近のUNIでの測定とする。
測定日 2	・事後決定の場合は、24時間365日計測後、30日を選定 ・事前決定の場合は、前年度のトラフィックデータを精査し、どのような観点で選んだかを報告するとともに、決定日が報告年度のトラフィックデータと著しく異ならないことを確認・報告する。
測定時間長・測定サンプル数(パケット数)	平均保留時間が2分から2分30秒程度であることから、1回の測定時間は2分30秒か3分とし、1時間当たり5回測定する。なお、複数の短時間測定を加算して1回相当としてもよい。
測定方法	アクティブ(試験呼測定)とする。
パケット種別	総合品質(遅延)、ネットワーク品質の試験呼には、IP電話で用いられているRTPパケット(パケット長、パケット間隔は実サービスと同様)を用いる。
報告する値 (他の通信事業者の提供するベストエフォート回線を利用する場合)	・測定対象の全値を用い、品質が悪い値から順に30個の値を報告。 ・測定対象の全値を用い、95%最悪値 3、平均値及び中央値を算出し、報告。

- 2 測定対象日は、原則として呼数及び呼量の多い日から順に30日を選定する。ただし、呼数及び呼量で日が一致せず、30日に満たない場合は、「より品質の劣化が生じると見込まれる日」を選択し、合計で30日を決定する。
- 3 測定対象の前置を、品質が悪い5%を除いた値。